

新たな原料原産地表示制度
に係る考え方
（補足資料）

平成29年 3 月 29 日
消費者庁

目次

(表示対象)

- 1 原料原産地表示の義務付けの対象となる加工食品は何ですか。…………… 3
- 2 義務表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。…………… 3
- 3 添加物も原料原産地表示の対象になりますか。…………… 4

(表示方法)

- 4 原材料が生鮮食品である場合の原則の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。…………… 4

(可能性表示)

- 5 「可能性表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。…………… 6
- 6 「可能性表示」の基本的な表示方法について教えてください。…………… 8
- 7 「可能性表示」をする際、過去の使用実績等における使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。…………… 10

(大括り表示)

- 8 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。
また、大括り表示の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。…………… 11
- 9 「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。…………… 13

(大括り表示+可能性表示)

- 10 「大括り表示」と「可能性表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)が認められるのはどのような場合ですか。…………… 14
- 11 「大括り表示」と「可能性表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。…………… 15

(使用実績等)

- 12 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」において、過去の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。…………… 16
- 13 「可能性表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+可能性表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。…………… 17

14	使用計画に基づく表示をする場合について、使用計画に求められる合理性とはどのようなものですか。	18
15	「可能性表示」、「大括り表示」等の根拠資料等の保管は必要ですか。 また、「可能性表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。	19
(中間加工原材料の製造地表示)		
16	原料原産地表示において、どのような場合に、製造地表示になるのですか。	19
17	輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。	22
18	中間加工原材料の製造地表示においても、「可能性表示」や「大括り表示」等は認められますか。	23
19	食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。	24
(業務用)		
20	業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。	25
21	業務用加工食品における<1>原産国表示及び<2>原料原産地名表示はどのようになるのですか。	26
22	業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。	27
23	業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。	27
24	業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようになるのですか。	28
25	業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいですか。	28
(その他)		
26	個別に原料原産地表示の義務付けがある「おにぎりのり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。	28
27	原料原産地表示が義務付けられていないものに自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。	29
28	インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいのですか。	30
29	全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。	30
30	新しい原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。	31

1 原料原産地表示の義務付けの対象となる加工食品は何ですか。

- 1 消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品を原料原産地表示の義務付け対象とします。

（ 輸入品（輸入後の国内での加工行為等が、実質的な変更をもたらしていないものを含む。）については、従来どおり輸入品として「原産国名」の表示義務があり、原料原産地表示の義務はありません。 ）

- 2 原材料の表示義務等と同様、以下の場合には、原料原産地表示義務はありません。

- ・ 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・ 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインスタ加工）
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ・ 容器包装に入れずに販売する場合

また、以下の場合には、原料原産地表示を省略することができます。

- ・ 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合

2 義務表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

- 1 消費者への情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましいですが、事業者の実行可能性も勘案し、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量順位第1位の原材料）を義務表示の対象とし、原材料名に対応させてその原産地の表示をする必要があります。

ただし、以下のものは個別に基準を設け、義務表示の対象となる原材料を定めています。

- ・ 農産物漬物は上位4位（又は3位）かつ5%以上の原材料
- ・ 野菜冷凍食品は上位3位かつ5%以上の原材料
- ・ うなぎ加工品はうなぎ
- ・ かつお削りぶしはかつおのふし
- ・ おにぎりはのり

- 2 なお、以下の法律の規定に基づき、重量順位第1位の原材料の原産地が表示されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

- ① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティー法）（平成21年法律第26号）
- ② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）

平成29年●月時点では、②に基づく表示の基準として、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成27年国税庁告示第18号）が制定されています。

3 添加物も原料原産地表示の対象になりますか。

- 1 食品表示基準では、原材料と添加物を明確に区分しています。
原料原産地の表示対象は原材料に限り、添加物は表示対象ではありません。
- 2 したがって、食品中、添加物が最も重量割合が高くても、その添加物に表示義務はなく、原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量順位第1位の原材料）に表示義務があります。
また、添加物のみで構成されている食品については、表示義務はありません。
- 3 なお、添加物として売られているものにもともと含まれていた賦（ふ）形剤（乳糖、小麦粉、でんぷんなど）の原産地についても、表示する必要はありません。

4 原材料が生鮮食品である場合の原則の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

- 1 原材料が国産品であるものには、「国産である旨」を、輸入品にあつては、「原産国名」を表示します。
- 2 ただし、原材料が国産品の場合、国産である旨に代えて以下のような表示が可能です。
 - ① 原材料が農産物の場合
都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。原料原産地表示では「国産」表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示可能となります。
例えば、都道府県名より広い地域名での表示（「九州産」、「関東産」など）も一般に知られている地名として表示が可能です。
 - ② 原材料が畜産物の場合
農産物同様、都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。
 - ③ 原材料が水産物の場合
水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。
- 3 また、原材料が輸入品の水産物の場合、原産国名に水域名を併記することがで

きます。これは、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（メロ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：メロ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみ記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

4 具体的な表示例は以下のとおりです。（例1～3はどの方法も可能です。）

《例1：原料原産地名欄による表記》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ、アメリカ（豚肉）
内容量	150 g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記（食品表示基準別記様式1 備考3）》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

《例3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、別の箇所に表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	150 g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

商品名
原料豚肉の原産地名 カナダ、アメリカ

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのかわからないため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。

×

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ、アメリカ
内容量	150 g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

5 「可能性表示」（食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

1 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「可能性表示」を認めることとします。

また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。

- ① 一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ② 同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料

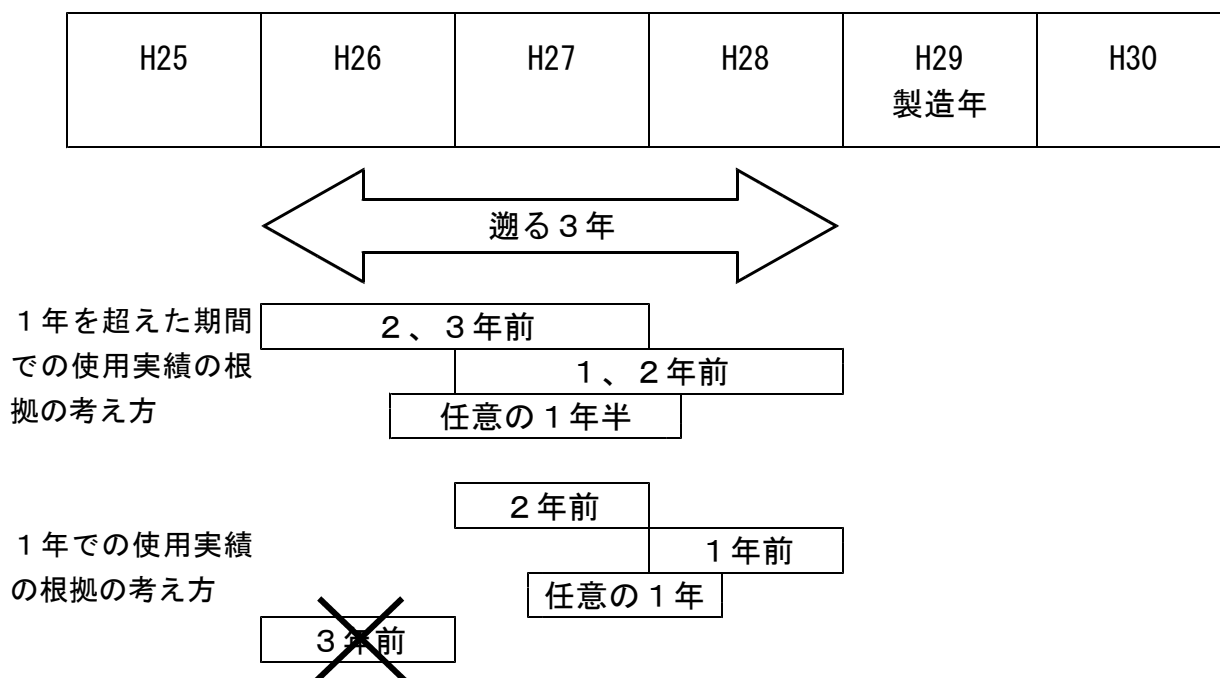
2 過去の産地別使用実績は、製造年から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。ただし、実績の期間が1年間の場合で、製造年から3年前の1年間のみを実績とすることは認められません。(例1参照)

3 また、過去の産地別使用実績に基づく可能性表示を基本としますが、新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の産地別使用計画に基づく可能性表示が可能です。

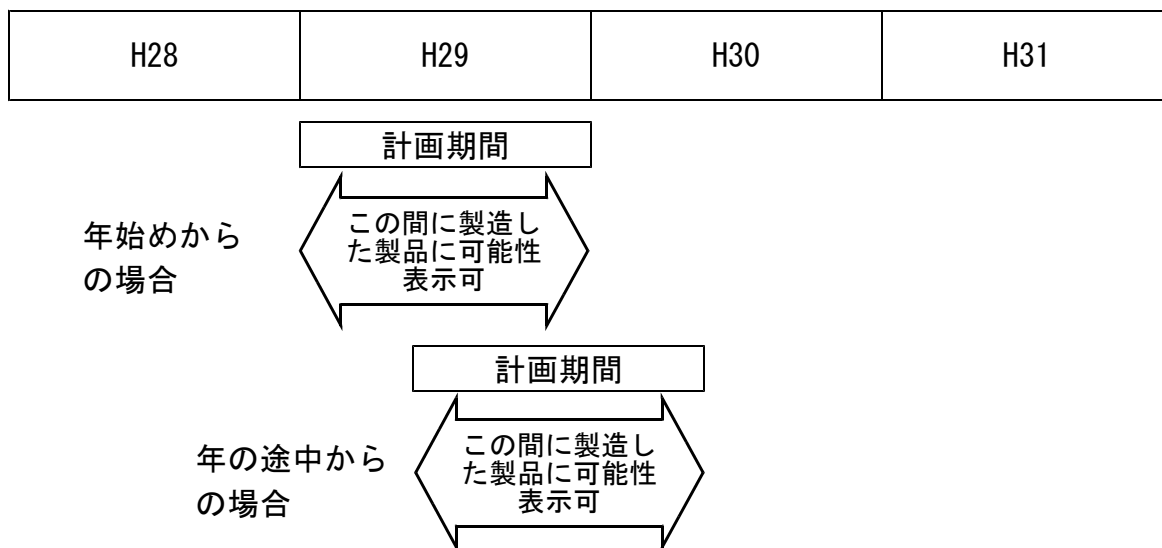
今後の産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された商品について、当該計画を根拠に、可能性表示を行うことはできません。(例2参照)

4 なお、可能性表示はあくまで例外の一つであり、国別重量順表示が困難と認められない場合に用いることはできません。

(例1：根拠として用いることができる「使用実績」の考え方)



(例 2 : 使用計画で表示した場合)



6 「可能性表示」の基本的な表示方法について教えてください。

1 「可能性表示」とは、原材料の産地として使用可能性のある複数国を、過去の使用実績等における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「A国又はB国」と表示した場合、

① 「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国の順番」、「B国、A国の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

あくまで、表示した国の範囲内での使用が認められるものであり、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。そのため、実際の商品にC国産の原料が含まれる場合、「A国又はB国」の表示は使用できません。

② 過去の使用実績等において、A国産の原料の方がB国産の原料よりも使用割合が多いことを表します。

表示の順番は、前述の5で設定した期間の使用実績の順番に限ります。例えば、平成27年の使用実績からみて国別重量順表示が困難と認められる場合は、平成27年の使用実績順に国名を表示してください。他の期間の使用実績順に国名を表示することはできません。

2 国別重量順表示と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例えば、「A国又はB国又はその他」と表示した場合、過去の使用実績等が、3か国以上あり、上位2か国としては、A国、B国の順に、重量割合の高いこととなります。

- 3 また、必ず、過去の使用実績等に基づく表示であることを原料原産地の表示と共に容器包装に注意書きする必要があります。(後述の12参照)

《例1：外国の産地2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、平成27年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（アメリカ又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、平成26年から2年間の使用実績順

《例3：3か国の場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（アメリカ又はカナダ又はブラジル）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

※ 大豆の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国以上あり、「その他」を用いた場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

7 「可能性表示」をする際、過去の使用実績等における使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

「可能性表示」をする際、「可能性表示」では過去の使用実績等に基づいて表示されるため、使用量の極めて少ない産地の使用量について、消費者が誤認することを防止する必要があります。

そのため、使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないように、以下のように表示することを義務付けます。

- ① 「使用割合が極めて少ない」とは、「5%未満」を指します。
- ② 「大括り表示＋可能性表示」、「中間加工原材料の製造地表示」の中で用いる「可能性表示」を含め、「可能性表示」をする場合には、過去の使用実績等における重量割合が5%未満の産地について、産地名の後ろに括弧を付して、「5%未満」などと表示します。
- ③ 過去の使用実績等に基づく割合である旨を注意書きで表示します。

《例：「可能性表示」で5%未満の産地がある場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（アメリカ又は国産（5%未満））、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

※ 大豆の産地順・割合は、平成27年の使用実績

8 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五の口の規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

また、大括り表示の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

1 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新商品の場合又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の産地表示に関して、表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り認められます。

また、上記に加え、一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料を保管していることを条件とします。

2 過去の産地別使用実績は、製造年から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。ただし、実績の期間が1年間の場合で、製造年から3年前の1年間のみを実績とすることは認められません。(例1参照)

3 また、過去の産地別使用実績に基づく大括り表示を基本としますが、新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の産地別使用計画に基づく大括り表示が可能です。

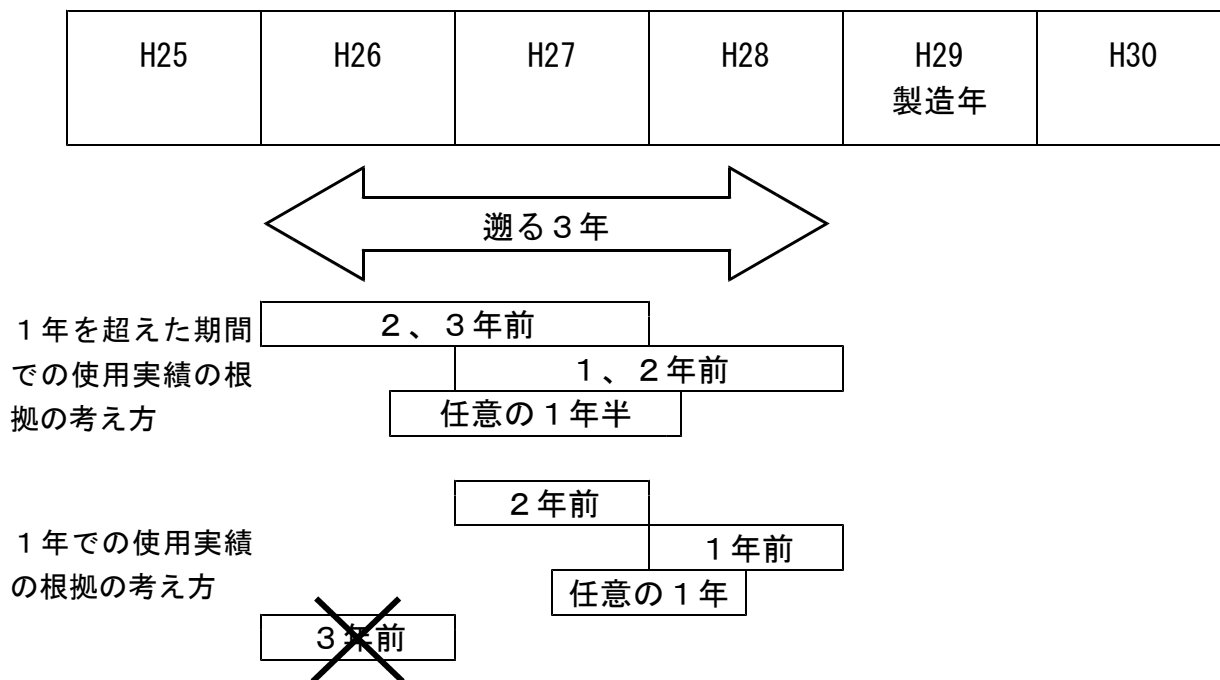
今後の産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された商品について、当該計画を根拠に、「大括り表示」を行うことはできません。(例2参照)

4 なお、大括り表示はあくまで例外の一つであり、国別重量順表示が困難と認められない場合に用いることはできません。

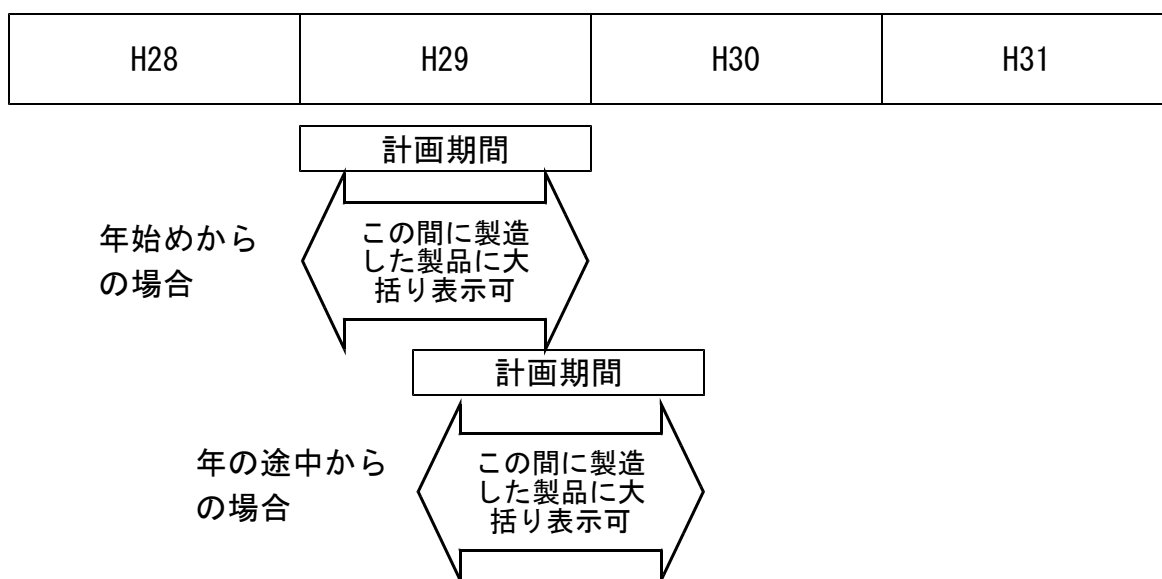
5 また、「3以上の外国の産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を、北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が、「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなものなどを想定しています。

国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められない場合があります。(例3参照)

(例1：根拠として用いることができる「使用実績」の考え方)



(例2：使用計画で表示した場合)



(例3)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(想定しているケース)

A国										A国	
B国										B国	

(想定していないケース)

A国											
											B国
											C国

9 「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

1 「大括り表示」とは、外国の産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。

「輸入」と表示した場合、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績からみて、3以上の外国の産地表示に関して、事業者が定めた1年で重量順位の変動や産地切替えが見込まれることを表します。

また、「輸入、国産」と表示した場合、その原材料に実際に含まれる原産地について、国産より輸入品（合計）の方が、重量割合が高いことを表します。

2 「輸入」の他に、「外国産」、「外国」、「海外産」、「海外」なども表示可能とします。

《例1：3以上の外国産のみの場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●—●—●

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入、国産）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●—●—●

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（国産、輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●—●—●

10 「大括り表示」と「可能性表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）
が認められるのはどのような場合ですか。

- 1 大括り表示と可能性表示の併用は、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、大括り表示を行おうとした場合に、「輸入」と「国産」の表示の間で表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、大括り表示が困難である場合に限り認めるものです。
- 2 すなわち、前述の8の大括り表示の認められる条件を満たした上で、同じ期間でみて、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示では、表示が困難な場合に限られます。

(例：「大括り表示」と「可能性表示」の併用が認められる場合)

4～6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はA国
7～9月	C国	A国	B国		輸入のみ 1位はC国
10～12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産 1位は国産
1～3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はB国

11 「大括り表示」と「可能性表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）の基本的な表示方法について教えてください。

1 「大括り表示」と「可能性表示」の併用とは、「輸入」と「国産」を、過去の使用実績等における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「輸入又は国産」と表示した場合、

- ① 「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地のパターンを表します。
- ② 過去の使用実績等において、輸入品（合計）の方が国産よりも使用割合が多いことを表します。

2 また、消費者の誤認防止のために、必ず、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産地の表示と共に容器包装に注意書きする必要があります。（後述の12参照）

《例1》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

《例2》

名称	小麦粉
原材料名	小麦（輸入又は国産）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲-▲-▲

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

12 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」において、過去の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

1 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」の注意書きについて、過去の一定期間における産地別使用実績順に表示をする場合は、「国別重量順ではなく、過去の使用実績等順の表示であることを」その実績の期間も併せて消費者に分かるように示す必要があります。具体的には、

- ① ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ② ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、前年の使用実績順 又は 一昨年使用実績順
- ④ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

などが考えられます。前述の5のとおり、遡ることができる期間は製造年（製造日が属する年）から3年以内であるため、例えば、製造年が平成29年であれば、平成26年、平成27年、平成28年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。ただし、実績の期間が1年間の場合で、平成26年の1年間のみを実績とすることは認められません。

したがって、「平成27年の使用実績順」という注意書きであれば、平成28年、平成29年に製造した商品に使用することができます。

なお、賞味期限の長いものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

2 今後の一定期間における産地別使用計画順に表示をする場合の注意書きについては、

- ① ○○の産地は、平成29年の使用計画の順に基づき表示
- ② ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順に基づき表示

などが考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された商品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

3 年号については、

① 「平成〇年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月～12月

② 「平成〇年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月～3月の期間のものと判断します。(平成に代えて、西暦を用いた場合も同様)

農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注書きを行ってください。

また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が平成29年であれば平成28年を指し、製造年が平成30年であれば平成29年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

13 「可能性表示」、「大括り表示」又は「大括り表示＋可能性表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

1 「可能性表示」、「大括り表示」又は「大括り表示＋可能性表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として

・ 当該商品に用いる原材料について、前述の5や8の方法により事業者が定めた期間中、原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料を保管する必要があります。

また、「可能性表示」及び「大括り表示＋可能性表示」については、上記に加えて、

・ 同期間（注意書きが指し示す期間）中、同原材料における原産地（「可能性表示＋大括り表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料

を保管する必要があります。

2 1について、過去の一定期間からみた産地別使用実績の資料については、具体的には、

① 産地が記載されている送り状や納品書等

② 産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっているもの

③ 仕入れた原料を当該商品に使用した実績が分かるもの（製造記録や製造指示書など）

などが必要と考えられます。

また、①から③の資料だけでは、原産地ごとの使用割合の順等が容易に判断できない場合には、①から③の内容を総括し、当該商品について原産地ごとの使用

割合の順等が分かるようにした資料も保管してください。

3 また、1について、今後の一定期間の予定からみた産地別使用計画の資料については、具体的には、

- ① 原材料に使用する産地の使用計画が明確になっているもの
 - ② 原材料の納入元（商社等）からの産地が記載されている調達計画及びその調達計画に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
 - ③ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
- などが必要と考えられます。

4 いずれの場合においても、内容が、表示根拠として合理的なものを、製造・流通の実情に応じて保管してください。また、監視（立入検査時）の際には、実際の原材料の使用状況について、表示内容と違いがないかの確認をすることとなりますので、商品製造時の使用実績が分かる資料も保管してください。

14 使用計画に基づく表示をする場合について、使用計画に求められる合理性とはどのようなものですか。

使用計画に基づく表示をした場合であって、①実際の使用結果が大きく異なりその理由について合理的な説明ができない場合、かつ、②計画の設定の根拠について合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用計画とは認められません。

- ① 実際の使用結果が大きく異なる場合に該当するものとして、特に、3か国目以上を「その他」と表示しているものは、表示を見る限りではどのような国が使用されているのかが全く分からないため、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合が該当します。

（実際の使用結果が大きく異なる場合の例）

- i) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらも使用せず、「その他」に含まれる国しか使用していない。
- ii) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらか一方を使用していない。

- ② 合理的な説明ができない場合とは、以下のようなことが考えられます。
 - i) 災害など突発的な事由に起因しないもので、自社や取引先の都合による計画と異なる調達を行なうなど、当初の使用計画とかけ離れたもの。
 - ii) 元々の計画の調達先、契約先が架空のものであり、結果として表示産地のもの

のが入荷していない。

- iii) その他計画の根拠が不明確なもの。(使用計画の期間の記載がないものや使用予定の国の記載が曖昧なもの。)

15 「可能性表示」、「大括り表示」等の根拠資料等の保管は必要ですか。

また、「可能性表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

- 1 「可能性表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。
- 2 根拠資料等の保管期間は、その根拠を基に表示が行われている商品の
 - ① 賞味(消費)期限に加えて1年間
 - ② 賞味期限の表示を省略しているものについては、製造をしてから5年間とします。
- 3 なお、「可能性表示」、「大括り表示」等を、その後も行いたい場合は、現在の産地別使用割合等が、過去の使用実績として活用されることとなりますので、そのことを見越して書類の保管を行ってください。

16 原料原産地表示において、どのような場合に、製造地表示になるのですか。

- 1 加工食品は、同一品目の商品であっても、自社工場で生鮮原材料から一貫して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材料を使用して製造する場合もあり、その製造方法は多種多様です。こうした中間加工原材料について、
 - ・ 生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難な場合があること
 - ・ 従前から、原材料の表示は、生鮮原材料であるか中間加工原材料であるかを区別せず「使用した原材料」を表示することとしてきたことなどに鑑み、原料原産地表示においても、生鮮原材料であるか中間加工原材料であるかにかかわらず、使用した原材料の原産地を表示することを基本とします。

他方、原材料が中間加工原材料である場合に、単に産地名を表示したとすると、それが生鮮原材料の産地であるかのように消費者が誤認しかねないことから、当該原材料の原産地を「〇〇製造」と表示することとします。

(「〇〇加工」との表現は使用できません。)
- 2 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名

毎に「製造」の文字を付してください。（「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。）また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「〇〇製造」と中間加工原材料名に対応させて表示する必要があります。すなわち、例えば「りんご（ドイツ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「〇〇製造」と表示することはできません。

- 3 なお、中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮原材料の状態まで遡って判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示することができます。
- 4 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇県製造」の表示をすることなどができます。

《例 1：中間加工原材料の製造地表示》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

名称	どらやき
原材料名	皮（国内製造）（卵、小麦粉、砂糖）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ、寒天）／膨張剤
内容量	1個
消費期限	平成29年3月31日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

名称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、マーガリン、パン酵母、食塩（一部に小麦、乳製品を含む）
内容量	6枚
消費期限	表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
製造者	☆☆株式会社 東京都千代田区霞が関★－★－★

《例 2：中間加工原材料の製造地表示（原料原産地名の事項を設けて表示）》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町××××

《例 3：中間加工原材料の原料の産地を遡って表示》



名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー））、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町××××



名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ製造、ハンガリー製造））、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町××××

《例4：中間加工原材料の原料の産地を遡って表示（原料原産地名の事項を設けて表示）》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

17 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

- 1 輸入された中間加工原材料については、国内他社で「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて中間加工原材料として用いるような場合には、「国内製造」となります。
- 2 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく告示「商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年公正取引委員会告示第34号）」において、次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれないこととされています。
 - ① 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
 - ② 商品を容器に詰め、又は包装をすること
 - ③ 商品を単に詰合せ、又は組合せること
 - ④ 簡単な部品の組立てをすること

これに加え、関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）では、

 - ⑤ 単なる切断
 - ⑥ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
 - ⑦ 単なる混合

についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれない旨が明記されています。
- 3 この考え方は、食品表示基準第3条第2項に規定する「輸入品」でなくなるかどうかの考え方と同様です。ここで言う「輸入品」とは、
 - ① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
 - ② バルクの状態で購入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
 - ③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
 - ④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変

更をもたらす行為」が施されていない製品を指します。

4 上記2、3のような場合、「国内製造」とはなりません。

なお、上記の行為以外であっても、殺菌、着色、着香などについては、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当しない場合があります。（具体的な判断は個別に行う必要があります。）

18 中間加工原材料の製造地表示においても、「可能性表示」や「大括り表示」等は認められますか。

1 中間加工原材料の製造地表示においても、消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則とします。

しかしながら、製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「可能性表示」、「大括り表示」及びそれらの併用を認めることとします。

認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。（前述の5～13参照）

2 なお、「大括り表示」については、「外国製造」、「海外製造」などの表示は認められますが、「輸入製造」や「国外製造」などについては、意味が明確に伝わらないため、認めないこととします。

《例1：製造地表示における「可能性表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造又は国内製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

※ りんご果汁の製造地は、平成27年の使用実績順

《例 2：製造地表示における「大括り表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（外国製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸 味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年9月30日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

19 食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

- 1 原料原産地表示義務の対象となる原材料は、食品表示基準別表第4において個別の規定に基づき表示した原材料の中で重量順位第1位のものであります。
- 2 表示方法については、食品表示基準別表第20や別記様式1に従い、基本的には原料原産地名の事項欄を設け、以下のいずれかを表示します。
 - ① 個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する。

《例 1：輸入した濃縮りんご果汁を使用した場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ、ハンガリー
内容量	500ml
賞味期限	平成29年7月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▽－▽－▽

- ② 原材料として使用した時（製品を製造した時）の状態に対応した原材料名とその原産地を表示する。
この場合は、個別の規定に基づき原材料名欄に表示してある原材料が指し示す全ての原材料とそれぞれの原産地を表示してください。

《例2：輸入した濃縮りんご果汁と自社工場で絞った果汁を使用した場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）、国産（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年7月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

- 3 また、事項欄を設けずに、原材料名欄における原材料名の次に括弧を付して、当該原材料名に対応させてその原産地を表示することも可能です。

この場合、原材料として使用した時の状態に対応した原材料名を併記すること（例えば「原材料名：りんご（りんご果汁（〇〇製造）」といった表示）は認められません。

《例3：輸入した濃縮りんご果汁を使用した場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご（ドイツ、ハンガリー）／香料
内容量	500ml
賞味期限	平成29年7月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

20 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

- 1 消費者に販売される商品において、原料原産地を適正に表示するために、中間加工原材料等の業務用加工食品に当たっては、原産地情報を適切に伝達する義務があります。

一方、最終製品の原料原産地表示に関係しない事項については、表示の義務はありません。

- 2 なお、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、

- ① 最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる業務用加工食品（最終製品中、重量順位第1位の原材料となるものなど）については、当該業務用加工食品の原産国名
- ② 輸入品以外の加工食品で、「製造」に該当しないような単なる切断、小分け等を行い最終製品となる業務用加工食品については、最終製品において原料原産

地表示義務の対象となる原材料（当該業務用加工食品中、重量順位第1位の原材料など）の原産地名の表示が義務付けられます。

- 3 業務用加工食品を販売する事業者は、①、②のいずれに該当するか、又はいずれにも該当しないか、よく確認してください。また、業務用加工食品を購入する事業者は、例えば、①の用途で購入したために原料原産地表示がないものを、業務用スーパーなどで一般消費者向けに販売した場合、食品表示基準違反になりますので注意してください。
- 4 なお、食品関連事業者間の合意に基づき、生鮮食品まで遡った原料原産地表示をしている場合は、①、②の表示は最終製品の原料原産地表示に関係しないので、必要ありません。
- 5 また、上記とは別に、輸入後にその性質に変更を加える行為を行わない業務用加工食品については、最終製品において輸入品として原産国表示が必要ですので、当該業務用加工食品の原産国表示が必要となります。（「食品表示基準Q&A加工-153、154」参照）

21 業務用加工食品における<1>原産国表示及び<2>原料原産地表示はどのようになるのですか。

<1>原産国表示

- 1 原産国名を表示（情報伝達）してください。
- 2 この場合、一般用加工食品の「中間加工原材料の製造地表示」において「国内製造と表示されるもの」については、産地情報として「国内製造である旨」が表示される必要があるため、原産国名であることが分かるように「国産」と表示するほか、「国内製造」、「日本製」など、一般用加工食品の製造者等が誤認しない表示方法でもよいこととします。

<2>原料原産地表示

- 1 一般用加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、原材料名に対応させて、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」を表示（情報伝達）します。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。
 - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

- ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。
 - 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。
 - 4 当該原材料が中間加工原材料である場合、製造地表示（「〇〇製造」と表示）をしてください。
 - 5 最終製品の原料原産地名の表示において、「その他」、「A国又はB国」、「輸入」などと表示されることが、業者間の契約等により明らかな産地については、そのように表示することができます。ただし、そのような表示がされることが明らかでない場合には、適切な表示とは認められません。

22 業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。

- 1 業務用加工食品の取引では、原産国名及び原料原産地名については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。
- 3 このように、業務用加工食品の義務表示事項を容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することを認めていますが、食品表示基準第13条第1項第2号で規定している事項にあつては、容器包装に表示することを義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません。

23 業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。

- 1 最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、最終製品において、原料原産地表示義務の対象原材料（重量割合の上位1位など）となる業務用生鮮食品

については、原産地の表示の義務があります。

最終製品において、原料原産地名の表示義務がない原材料となることが確実な業務用生鮮食品については、上記の表示は省略できます。

- 2 最終製品に原料原産地表示が必要かどうか分からない場合などは、上記の表示を省略できません。

24 業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようになるのですか。

- 1 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものですから、業務用生鮮食品の原産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。
 - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
 - ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。
- 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。

25 業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいですか。

- 1 業務用生鮮食品の取引では、原産地については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにする必要があります。

26 個別に原料原産地表示の義務付けがある「おにぎりのり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。

- 1 消費者への情報提供の観点から、個別に原料原産地表示を義務付けることとした「おにぎりのり」の「おにぎり」は、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象範囲とします。
- 2 また、以下のものは対象範囲外となります。
 - ① 唐揚げなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れたもの。
 - ② 酢飯等で具を巻いた巻物で、いわゆるお寿司に該当するもの。
- 3 なお、他の原料原産地表示義務の対象と同様に、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインスタ加工品）などのおにぎりは、対象範囲外です。
- 4 おにぎりについては、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量順位第1位の原材料）に加えて（※）、重量順位にかかわらず、のりについて、原料原産地表示が義務付けられます。

表示方法は国別重量順表示を行うこととし、可能性表示や大括り表示は認められません。

※ 一般的なおにぎりについては、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）の規定に基づき、米穀の産地を表示してください。

27 原料原産地表示が義務付けられていないものに自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

- 1 加工食品の原料原産地表示の義務付けは、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量順位第1位の原材料）の原産地のみが対象となっておりますが、重量順位第2位、第3位等の義務付けられていない原材料について、自主的に表示を行うことは、望ましいことと考えます。
- 2 自主的に原料原産地表示する場合においても、原則は、国別重量順表示となります。しかしながら、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、少しでも多くの情報を提供するという観点から、義務表示と同様に一定の条件下で、「可能性表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」などを活用することができることとします。

- 3 なお、自主的に表示を行ったものであっても、食品表示法やその他の表示に関する法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となることから、事実に基づく分かりやすい表示に努めてください。

28 インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいですか。

- 1 原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、容器包装に「可能性表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」を行った場合における詳細な産地情報について、インターネットなどにより、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることは望ましいと考えます。
- 2 なお、自主的に表示を行ったものであっても、景品表示法等の表示に関する法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となることから、事実に基づく分かりやすい表示に努めてください。

29 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

- 1 消費者への啓発及び事業者の表示切替えの準備のため、経過措置期間をおきます。
- 2 改正食品表示基準の施行の日（平成29年●月●日）から、平成32年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができます。
- 業務用加工食品については、経過措置期間後は改正前の食品表示基準に基づく表示のものは販売できませんが、経過措置期間を過ぎた場合は、以下のいずれかの対応を行うことで販売が可能です。
- ① 食品の容器包装に表示している場合は、改正後の食品表示基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること。
- ② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）した上で改正後の食品表示基準に対応した規格書等を販売先に提出すること。
（「食品表示基準Q&A附則－4」参照）
（平成27年に制定した食品表示基準の経過措置期間の満了日と同一）
- 2 施行後であれば、平成32年4月を待たず、新たな原料原産地表示に対応した表示に切替え可能ですので、経過措置期間中に計画的に移行するようお願いします。

30 新しい原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。

今般、抜本的に加工食品の原料原産地表示制度が変わり、原則としては「国別重量順表示」であることを始め、「可能性表示」などの新しい表示方法についても、今後、消費者への表示方法を理解するための啓発を行政及び関連する団体が相まって複層的に行うことが必要です。

「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」及び「製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の商品が店頭に並ぶ可能性が想定されます。

新しい制度であるため、消費者が正しい理解をもって表示を見ることができるよう関係者への啓発活動が重要であり、関連する団体と連携して、パンフレット作成や説明会の実施などにより、積極的に啓発活動を行っていく予定です。

事業者においても、原則である「国別重量順表示」での対応を期待し、また、消費者自身も、新しい加工食品の原料原産地表示制度に関し自ら学習し、消費者の食品表示リテラシーを消費者自身で向上させていくことが望まれます。

(想定している具体的取組)

- 消費者向け及び事業者向けのパンフレット・リーフレットの作成
- 各種政府広報媒体を通じた制度見直しの趣旨の周知
- 消費者団体などの各種勉強会へ講師派遣し、新しい制度の普及・啓発を図る
- 都道府県等からの求めに応じて依頼講座に講師派遣し、全国的な普及を図る
- 都道府県担当者の研修会等を開催することで、地方自治体における普及の取組の推進を図る
- 改正食品表示基準の全国説明会を実施することで、全国レベルの普及・啓発を図る